



# 熊本県公報

第12022号

平成23年6月28日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱	(管理調達課)	1
○熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領	(〃)	3
○道路の供用開始	(道路保全課)	4
○熊本県の海洋生物資源の保全及び管理に関する計画	(水産振興課)	4
<b>公 告</b>		
○平成23年度熊本県登録販売者試験の実施	(薬務衛生課)	5
○県有地の売却	(管財課)	8
○国土調査成果の認証	(農地整備課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課)	9
<b>登 載 依 賴</b>		
○第1回熊本県行政文書等管理委員会の開催	(県政情報文書課)	9
○第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(熊本県感染症発生動向調査企画委員会)	10
○個人演説会の施設の名称変更	(選挙管理委員会)	10
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	11
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	11

### 告 示

#### 熊本県告示第671号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 役員の一覧表(別記第7号様式その2)

第4条に次の1号を加える。

(6) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者

第10条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団関係者である場合等、入札に参加させることが不適当と認められる者  
別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

## 別記第7号様式その2(第3条関係)

## 役員の一覧表

役職	氏名	氏名のカナ	性別	生年月日	住 所

上記役員の一覧表に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について熊本県警察本部に照会することに同意します。

年 月 日

住所

氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

実印

【注意事項】

1 この書面に記載された全ての個人情報は、熊本県個人情報保護条例の規定に基づいて取り扱うものとし、暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。また、これらの情報をもとに熊本県警察本部から取得した個人情報についても同様です。

2 この書面には、次に該当する者について記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

(1)株式会社(特例有限会社を含む。)については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)

(2)合名会社又は合同会社については、社員

(3)合資会社については、無限責任社員

(4)社団法人又は財団法人については、理事

(5)(1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者

(6)法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与する者として定められている者

(7)個人については、その者

(8)支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合については、支店長、営業所長その他の者

(9)当該法人が会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

**熊本県告示第672号**

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に、同条第2項中「別表第2第4号」を「別表第3」に改める。

第3条第2項第1号中「別表第1各号又は別表第2各号」を「別表第1から別表第3までの各号」に改める。

第8条第1項中「別表第2第5号」を「別表第2第4号又は別表第3」に改める。

第9条第1項中「別表第2第5号」を「別表第2第4号又は別表第3」に改め、同条第2項中「別表第2第5号」を「前条第1項」に改め、同条第3項中「別表第2第5号」を「別表第2第4号又は別表第3」に改め、同条第4項中「別表第2第5号」を「前条第1項」に改める。

第16条第1項中「別表第2第5号」を「別表第2第4号又は別表第3」に改める。  
別表第2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表の次に次の1表を加える。

**別表第3 暴力団等の排除に関する措置基準**

程 度	期 間
(暴力団又は暴力団員等との関係) <p>1 次のいずれかに該当するものとして警察本部長から物品及び業務委託等契約からの排除要請があり、明らかに物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。               <p>(1) 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団員等である場合又は暴力団関係者が実質的に經營に関与している場合。</p> <p>(2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> </p>	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、物品及び業務委託等契約の相手方として適当と認められる状態になるまで
(暴力団又は暴力団員等への利益供与等) <p>2 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。               <p>(1) 物品及び業務委託等契約の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であることを知りながら、その者と資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(2) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事实上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与したとき。</p> </p>	当該認定をした日から3か月以上12か月以内
(暴力団又は暴力団員等の利用等) <p>3 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。               <p>(1) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>(2) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用したとき。</p> </p>	当該認定をした日から2か月以上6か月以内

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。  
 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止又は発注停止の適用については、なお従前の例による。

**熊本県告示第673号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年6月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡菊陽町大字馬場楠字森ノ上 646番1地先から 同所 676番2地先まで	344.0	やさ道 交1地 (改築 による 拡幅)

- 2 供用を開始する期日 平成23年6月28日

**熊本県告示第674号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成22年熊本県告示第1164号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成23年7月1日から施行する。

平成23年6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなっている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公示等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項  
 第一種特定海洋生物資源の平成22年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。  
 【まあじ】  
 平成22年1月から同年12月まで 若干  
 【まいわし】  
 平成22年1月から同年12月まで 若干  
 【まさば及びごまさば】  
 平成22年7月から平成23年6月まで 若干  
 第一種特定海洋生物資源の平成23年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。  
 【まあじ】  
 平成23年1月から同年12月まで 若干  
 【まいわし】  
 平成23年1月から同年12月まで 若干  
 【まさば及びごまさば】  
 平成23年7月から平成24年6月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】  
 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。  
 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。  
 (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

### 公 告

#### 熊本県公告第341号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

平成23年6月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

#### 1 試験

(1) 日時 平成23年10月30日（日） 午前10時から午後3時30分まで  
 試験の説明を午前9時30分から行うので、それまでに試験室に入室すること。

試験時間	試験項目
午前10時から正午まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用・安全対策
午後1時30分から午後3時30分まで	主な医薬品とその作用 薬事関係法規・制度

(2) 場所 熊本県立大学

熊本市月出三丁目1番100号

※ 受験者用の駐車場はないので、試験当日は公共交通機関等を利用すること。

(3) 試験実施方法

試験は、次の項目について筆記試験を行う。

試験項目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問

主な医薬品とその作用	40問
薬事関係法規・制度	20問
医薬品の適正使用・安全対策	20問

※ 九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施します。

## 2 受験手続等

### (1) 受験願書の請求

受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布するほか、熊本県ホームページに掲載する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、140円分の切手を貼った角2形の封筒（1部請求の場合））を同封のうえ請求することとする。

### (2) 受験願書の受付期間

平成23年8月15日（月）から同年9月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、

平成23年8月15日（月）から同年9月2日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

### (3) 受験願書の提出先

最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

### (4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。また、受験資格及びこれを有することを証する書類は、3に掲げるとおりとする。

ア 登録販売者試験受験願書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真

提出前6か月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、受験願書に貼付すること。

### (5) 受験手数料

受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

### (6) 受験願書を郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は、必ず書留とし、「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙によらない場合は、次のとおりとする。

ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に13,000円を同封し、現金書留で郵送すること。

イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書と併せて郵便為替（普通為替）13,000円分を同封し、書留で郵送すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

## 3 受験資格及びこれを有することを証する書類

受験資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとし、当該受験資格を有することを証する書類は、当該各号に掲げるとおりとする。

ただし、実務経験終了見込みの者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出すること。

### (1) 旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 卒業証書の写し（原本を提示すること。）又は卒業証明書

※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。

### (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者（1）と同じ

### (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定する6年制課程の薬学部に限る。）を修めて卒業した者（1）と同じ

### (4) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事したもの 卒業証書の写し（原本を提示すること。）又は卒業証明書（郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。）及び実務経験（見込）証明書

### (5) 薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に4年以上従事した者 実務経験（見込）証明書

### (6) 上記（1）から（5）までに該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に從

事しようとするに当たり、上記（1）から（5）までに該当する者と同等以上の知識経験を有する者で次のいずれかに該当するものとして熊本県知事が認めたもの

ア 外国薬学校卒業者等のうち、平成17年2月8日付け薬食発第0208001号

医薬食品局長通知「外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、上記（1）から（3）までに該当する者と同等であると認められるもの 卒業証書

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事したもの 認定試験合格書及び実務経験（見込）証明書

※1 卒業証書（卒業証明書）に記載されている氏名が受験願書の提出時点と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出すること。

※2 平成22年度以前に本県が実施した登録販売者試験を受験した者（欠席した者を除く。）については、受験資格を有することを証する書類の提出を省略することができる。省略する場合は、受験願書の余白に受験資格を有することを証する書類を提出した試験の年度等（例「平成22年度試験受験」）を記入すること。

※3 旧制中学又は高等学校と同等以上の学校として専修学校、専門学校等は含まれないため、受験資格について疑義がある場合は、事前に各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に問い合わせること。

#### 4 受験票

受験票は、受験願書受付後、平成23年10月初旬に受験者宛てに送付する。  
なお、受験票が平成23年10月12日（水）までに届かない場合は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に問い合わせること。

#### 5 受験願書提出後の注意事項

受験願書提出後に、受験願書等の内容に変更を生じた場合又は誤記等が判明した場合は、速やかにその旨を受験願書を提出した窓口又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に申し出ること。

#### 6 合格発表等

##### （1）発表日時

平成23年11月30日（水）午前10時に各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））及び熊本県庁行政棟本館1階ホールに合格者一覧表を掲示するほか、熊本県庁ホームページに掲載する。

合格者には本人宛ての合格通知書を郵送し、電話による合否の問合せには一切応じないものとする。

##### （2）得点に関する掲示について

熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成23年12月28日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を口頭で開示する。

開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に開示請求を行うこと。

#### 7 問合せ先

##### （1）熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

##### （2）玉名地域振興局保健福祉環境部（有明保健所）衛生環境課

郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004-1

電話 0968-72-2184

##### （3）鹿本地域振興局保健福祉環境部（山鹿保健所）衛生環境課

郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465-2

電話 0968-44-4121

##### （4）菊池地域振興局保健福祉環境部（菊池保健所）衛生環境課

郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272-10

電話 0968-25-4135

##### （5）阿蘇地域振興局保健福祉環境部（阿蘇保健所）衛生環境課

郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204

電話 0967-32-0535

##### （6）上益城地域振興局保健福祉環境部（御船保健所）衛生環境課

郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400

電話 096-282-0016

##### （7）宇城地域振興局保健福祉環境部（宇城保健所）衛生環境課

郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400-1

電話 0964-32-1148

##### （8）八代地域振興局保健福祉環境部（八代保健所）衛生環境課

郵便番号 866-8555 八代市西片町1660

電話 0965-33-3198

##### （9）芦北地域振興局保健福祉環境部（水俣保健所）衛生環境課

郵便番号 867-0061 水俣市八幡町2-2-13  
 電話 0966-63-4104  
 (10) 球磨地域振興局保健福祉環境部(人吉保健所)衛生環境課  
 郵便番号 868-0056 人吉市寺町12-1  
 電話 0966-22-3107  
 (11) 天草地域振興局保健福祉環境部(天草保健所)衛生環境課  
 郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530  
 電話 0969-23-0172

**熊本県公告第342号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年6月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 物件の表示

所在 合志市野々島字八反畑4841番2

(1) 土地 地目 宅地  
地積 320.06平方メートル(公簿・実測)

(2) 建物

ア 駐在所  
構造 木造セメントかわらぶき平家建  
床面積 62.93平方メートル  
建築年月日 昭和54年3月23日

イ 物置

構造 木造  
床面積 4.94平方メートル  
建築年月日 平成3年3月20日

最低売却価格 3,080,000円

## 2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があつた後3年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があつた者

## 3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

## 4 入札期日及び場所

平成23年8月4日(木)午前11時

合志市御代志1661番地1 合志市役所西合志庁舎2階中会議室

## 5 開札期日 入札終了後即時

## 6 現地建物開放日

平成23年7月8日(金)午後1時から午後3時まで

## 7 入札参加申込方法

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成23年7月27日(水)午後5時(郵送の場合は期限日必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

## 8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

## 9 契約締結期限

平成23年8月18日(木)午後5時

## 10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

## 11 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から起算して30日を経過した日
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

## (4) 問合せ先

熊本県総務部総務税務局管財課（電話 096-333-2088）

**熊本県公告第 343 号**

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により菊池市他 3 市町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成 23 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
菊池市	平成 21 年度から 平成 22 年度まで	片角・北宮・大琳寺の全 部	地籍図 及び地 籍簿	平成 23 年 6 月 20 日
上天草市	平成 21 年度から 平成 22 年度まで	大矢野町維和の一部		
阿蘇郡 南阿蘇村	平成 20 年度から 平成 22 年度まで	大字河陰の一部		
上益城郡 山都町	平成 20 年度から 平成 22 年度まで	伊勢の全部		
菊池市	平成 20 年度から 平成 22 年度まで	亘の一部		
菊池市	平成 20 年度から 平成 22 年度まで	下河原の一部		

**熊本県公告第 344 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 23 年 1 月 19 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ山鹿店

山鹿市古閑字十三部 1074 番 1

## 2 山鹿市の意見の概要

(1) 山鹿市商工業振興基本条例に基づき、地域と連携した地域経済活性化の推進に努めること。

(2) 交通事故防止及び渋滞緩和について、十分な対策を講じること。特に隣接国道への右折出庫者の事故防止について必要な対策をとること。

(3) 深夜営業時の防犯・青少年の非行防止に配慮すること。

(4) 地域雇用確保へ配慮すること。

## 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務部総務振興課

平成 23 年 6 月 28 日から平成 23 年 7 月 28 日まで

**登載依頼****熊本県行政文書等管理委員会公告第 1 号**

第 1 回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成 23 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 開催日時

平成 23 年 7 月 1 日（金）

午後 1 時 30 分から（2 時間程度）

## 2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁本館 13 階 展望会議室

## 3 議題

- (1) 熊本県行政文書等の管理に関する条例の概要  
 (2) 今後の熊本県行政文書等管理委員会の進め方  
 (3) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
 (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

## 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号**

平成23年度第2回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。  
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年6月28日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古瀬昭夫

## 1 開催日時

平成23年7月20日（水）  
午後7時から午後9時まで

## 2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 2階多目的A V会議室

## 3 議題

平成23年6月分の感染症発生動向調査の解析・検討について

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
 (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
(電話096-333-2240)**熊本県選挙管理委員会告示第28号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の名称が変更になった旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月28日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

市町村名	施設の名称		所在 地
	変更前	変更後	
八代市	八代市農村環境改善センター大集会室	八代市農事研修センター大集会室	八代市鏡町内田1339番地1
八代市	八代市農村環境改善センター和室	八代市農事研修センター和室	八代市鏡町内田1339番地1
八代市	八代市農村環境改善センター研修室	八代市農事研修センター研修室	八代市鏡町内田1339番地1

**熊本県選挙管理委員会告示第 29 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 23 年 6 月 28 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

その総数の 50 分の 1 29,757

その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 314,640

**熊本県選挙管理委員会告示第 30 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 23 年 6 月 28 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

## 選挙区名

熊本市選挙区	1 5 6, 7 2 7
八代市・八代郡選挙区	4 0, 3 1 8
人吉市選挙区	9, 7 2 8
荒尾市選挙区	1 5, 4 4 1
水俣市選挙区	7, 6 1 0
玉名市選挙区	1 9, 1 4 1
天草市・天草郡選挙区	2 7, 7 2 8
山鹿市選挙区	1 5, 7 0 3
菊池市選挙区	1 4, 0 1 1
宇土市選挙区	1 0, 2 5 8
上天草市選挙区	8, 8 2 6
宇城市選挙区	1 7, 1 5 7
阿蘇市選挙区	7, 9 8 8
合志市選挙区	1 4, 5 0 4
下益城郡選挙区	8, 9 0 5
玉名郡選挙区	1 2, 5 4 2
鹿本郡選挙区	8, 3 2 7
菊池郡選挙区	1 7, 8 2 2
阿蘇郡選挙区	1 1, 2 7 5
上益城郡選挙区	2 4, 7 7 7
葦北郡選挙区	7, 1 4 3
球磨郡選挙区	1 6, 6 3 1